

27 長第 811 号
27 建第 2070 号
平成 27 年 1 月 25 日

各サービス付き高齢者向け住宅事業者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅の状況把握サービスに係る登録基準への適合の徹底について

平成 27 年 8 月 4 日に、大阪府大阪市のサービス付き高齢者向け住宅において、入居者に状況把握サービスが提供されず、当該住宅内において入居者の死亡が数日見過ごされるという事案が発生しました。高齢者が安心して住める住まいとして、入居者への状況把握サービスの提供が義務付けられているサービス付き高齢者向け住宅において、このような事案が発生したことは、誠に遺憾です。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、状況把握サービスに係る登録基準への適合の徹底等を図っていただきますようお願いします。

記

1. 状況把握サービスの提供に係る登録基準の取扱いについて

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。）第 7 条第 1 項第 5 号の規定により、その登録基準として、「入居者に状況把握サービスを提供するものであること」が求められています。たとえ、入居者より状況把握サービスの提供を希望しない旨の意思表示がなされている場合であっても、サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けている限りは、当該サービスを提供することが必要です。

従って、入居者が居住部分への訪問による状況把握サービスの提供を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認、その他の適切な方法により、状況把握サービスを提供することが必要です。

2. 登録基準への適合の徹底

サービス付き高齢者向け住宅のサービス向上を図り、高齢者が安心して入居できるよう、状況把握サービスの提供に係る登録基準への適合の徹底をお願いします。

なお、県としては不適合である物件を把握した場合は、当該サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対する速やかな是正の指導を実施することとしていますが、指導によっても法令違反

が是正されない場合には、高齢者住まい法第7条第1項第5号違反として、同法第25条第2項に基づき、期限を明示した上で、是正の指示を実施し、さらに、指示によっても法令違反が是正されない場合には、高齢者住まい法第26条第2項第2号に基づき、登録の取消しを実施いたします。

(参考) 今後登録したとおりに状況把握サービスを実施しているかどうか、その適合状況を確認するため、年度始めに各登録所管地方局から依頼している定期報告と併せて調査する予定ですので申し添えます。

3. その他

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」により補助を受けている物件について、サービス付き高齢者向け住宅の登録が取り消された場合や重大な法令違反等の不適当な行為をした場合にあつては、「高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱」（平成22年3月31日国住備第191号）、「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱」（平成26年3月31日国住心第178号）等の規定に基づき、国が補助事業者に対し補助金の返還を求める場合もあるので、御留意願います。

【愛媛県HP】

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/servise-housing/index.html>

【ホーム (<http://www.pref.ehime.jp/index.html>) > くらし・防災・環境 > 住宅

> 住宅情報 > サービス付き高齢者向け住宅の登録制度について】

問合せ先

愛媛県長寿介護課介護事業者係 二宮
TEL : 089-912-2432

愛媛県建築住宅課住宅企画係 西山
TEL : 089-912-2760